



浦添市マンション管理計画認定等に関する事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 7 月 27 日

浦添市長 松 本 哲 治



浦添市告示第 91 号

浦添市マンション管理計画認定等に関する事務取扱規程の一部を改正する告示
浦添市マンション管理計画認定等に関する事務取扱規程（令和7年告示第81号）の
一部を次のように改正する。

第3条中「第5条の3第1項」を「第5条の13第1項」に、「第5条の4」を「第5条の14」に改める。

第4条第2項中「第1条の2第1項」を「第1条の8第1項」に改める。

第5条第1項中「認定申請」を「、認定申請」に、「、法第5条の4」を「法第5条の14」に改め、同条第2項中「第1条の6」を「第1条の12」に改める。

第6条第1項中「第5条の6第1項」を「第5条の16第1項」に改め、同条第2項中「第1条の8」を「第1条の14」に改める。

第7条第1項中「第5条の7」を「第5条の17」に、「第1条の10」を「第1条の16」に改め、同条第2項中「第1条の11」を「第1条の17」に改める。

第9条中「第5条の4」を「第5条の14」に、「第5条の6第2項」を「第5条の16第2項」に、「第5条の7第2項」を「第5条の17第2項」に改める。

第10条中「第1条の9」を「第1条の15」に改める。

第11条第1項中「第5条の8」を「第5条の18」に改める。

第12条第1項中「第5条の9」を「第5条の19」に改める。

第13条中「第5条の10第1項第2号」を「第5条の20第1項第2号」に改める。

第14条中「第5条の10第1項」を「第5条の20第1項」に改める。

様式第3号中「第5条の4」を「第5条の14」に、「第5条の6第2項」を「第5条の16第2項」に、「第5条の7第2項」を「第5条の17第2項」に、「3箇月」を「3か月」に、「6箇月」を「6か月」に改める。

様式第4号中「第1条の9」を「第1条の15」に、「第5条の4」を「第5条の14」に、「第5条の7第1項」を「第5条の17第1項」に、「第5条の6第1項」を「第5条の16第1項」に、「第1条の5第4号」を「第1条の11第4号」に、「第1条の9」を「第1条の15」に、「第5条の7」を「第5条の17」に改める。

様式第5号及び様式第6号中「第5条の8」を「第5条の18」に改める。

様式第7号中「第5条の9」を「第5条の19」に、「3箇月」を「3か月」に、「6箇月」を「6か月」に改める。

様式第8号中「第5条の9」を「第5条の19」に改める。

様式第10号中「第5条の10第1項」を「第5条の20第1項」に、「3箇月」を「3か月」に、「6箇月」を「6か月」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年7月27日から施行し、改正後の浦添市マンション管理計画認定等に関する事務取扱規程の規定は、令和7年11月28日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。